

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

埼玉県最低賃金

時間額 898円

平成30年10月1日から

最低賃金は、年齢やパート・学生アルバイトなど働き方の違いにかかわらず、すべての労働者が対象になります。

最低賃金の引上げ支援策として、「業務改善助成金」・「キャリアアップ助成金」があります。

埼玉労働局のホームページに掲載されていますので、「最低賃金ワン・ストップサービス無料相談」とともにご活用をお願いします。

最低賃金に関しては、当署あるいは埼玉労働局賃金室（☎048-600-6205）に

「業務改善助成金」については、埼玉労働局雇用環境・均等室（☎048-600-6210）に

「キャリアアップ助成金」については、埼玉労働局職業安定部職業対策課（☎048-600-6209）あるいはお近くのハローワークにお問い合わせください。

11月は「過労死等防止啓発月間」です！

- ・過重労働による健康障害を防止するため、職場風土を改善し、労働時間を適正に把握し、時間外・休日労働時間を削減しましょう。
- ・年次有給休暇の取得を促進しましょう。
- ・労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

働き方改革関連法が順次施行されます！！

労働基準法が改正され、平成31年(2019)年4月から、全ての企業において、年10日以上の有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。

労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の有給休暇を与えることを規定しています。

年次有給休暇（労働基準法第39条）

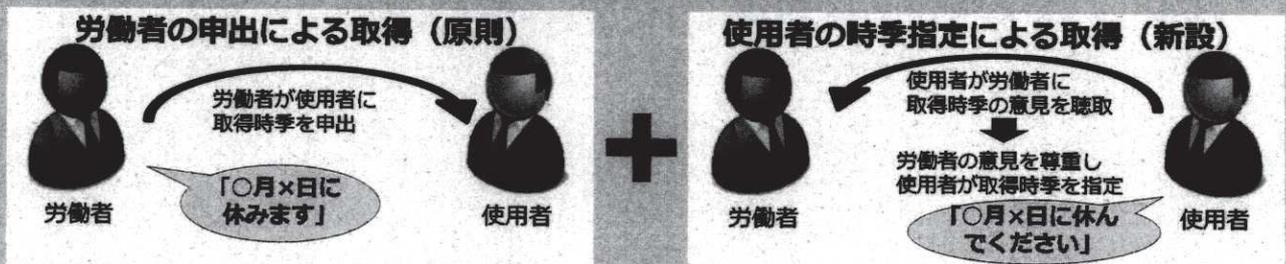
雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者（管理監督者を含む）には、年10日の有給休暇が付与されます。

・継続6年6か月で年20日が限度となります。

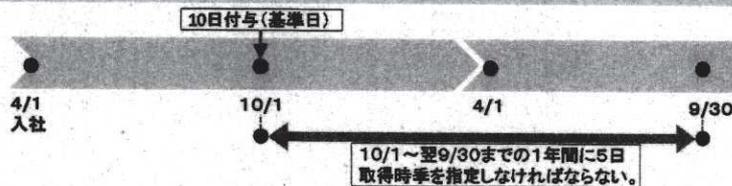
・パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が付与されます。

年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。

時季指定義務のポイント



〔例〕4/1入社の場合



- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者（管理監督者を含む）に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

〔※〕労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）については、5日から控除することができます。

- | | | |
|-----|-------------------------|---------------|
| 〔例〕 | > 労働者が自ら5日取得した場合 | ⇒ 使用者の時季指定は不要 |
| | > 労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 | ⇒ ” ” |
| | > 労働者が自ら3日取得した場合 | ⇒ 使用者は2日を時季指定 |
| | > 計画的付与で2日取得した場合 | ⇒ ” 3日 ” |



- ・使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ・使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

降雪・凍結による労働災害防止対策

～降雪・凍結による労働災害をなくしましょう！～

降雪・凍結による労働災害防止対策留意事項

1 屋外の移動、作業中における転倒等の労働災害防止について

- (1) 作業床・通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
- (2) 屋外に通じる階段には滑り止めを設けること。
- (3) 凍結が予想される場合には、凍結防止剤を散布すること。
- (4) 滑りにくい靴を着用すること。
- (5) 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
- (6) 通路等が凍結しないよう、溜まった雨水等を排除すること。



2 事業場の駐車場等での除雪作業時の労働災害防止について

- (1) 事業場駐車場内でのスリップ事故を防止するため、積雪量に応じて除雪を行うこと。
- (2) 凍結が予想される場合には、凍結防止剤を散布すること。
- (3) 大雪、凍結等の悪天候時には除雪作業を行わないこと。
- (4) 除雪作業は滑りにくい靴を着用すること。
- (5) 除雪作業用のブラシ等の除雪用具を準備しておくこと。
- (6) 段差、側溝、路肩等が積雪により隠れ、つまずきや転落の危険がある場合にはポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。
- (7) 建設機械等への巻き込まれを防止するため、機械稼働場所の立ち入り禁止措置及び、雪のつまりを取り除くときはエンジンの停止を確認すること。
- (8) 屋根除雪は高所作業車の使用、親綱を取付けて安全帯の使用等墜落防止措置を行い、滑りにくい履物を着用すること。



3 スリップ等の交通事故防止について

- (1) 気象情報を踏まえた、時間に余裕をもった適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を順守させること。
- (2) スタッドレスタイヤ、滑り止め等道路の状況を踏まえた適切な装備を装着し、運転者に対して、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止させること。
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の措置を徹底すること。
 - ① 睡眠時間の確保や適正な労働時間等の管理等の走行管理をすること。
 - ② 降雪等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行うこと。
 - ③ 異常な気象、豪雪等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めること。その際、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。さらに、運転者には、適宜事業場との連絡を取らせ、その指示に従わせること。



4 建設工事現場における労働災害防止について

- (1) 仮設物から積雪を除去する際には、必ず安全帯を使用し、滑りにくい靴を着用するとともに、上層から下層に向けて作業を行うこと。
なお、上層での作業の場合は下層等に立入禁止区域を設定し、労働者の立入りを禁止すること。

5 体調管理の励行等について

- (1) 低温時は体が硬くなり、ちょっとしたことで躓いたり、滑ったり些細なきっかけでバランスを崩す可能性が高くなるので、日頃の健康管理を行うこと。
- (2) 日常の睡眠時間の確保等健康管理に注意させ、作業開始前に準備運動を励行すること。
- (3) 保温性及び運動性の高い服装、滑りにくい履物を着用すること。
- (4) 降雪、凍結時は余裕をもって出勤し、早めに退社するよう指導すること。

6 安全衛生管理について

- (1) 降雪、凍結等による労働災害防止対策を安全衛生委員会等において審議すると。
- (2) 日常の安全衛生活動(危険予知、ヒヤリハット報告等)において、降雪、凍結等による労働災害防止の意識を高めること。

冬季における凍結等による転倒災害防止のためのチェックリスト

事業場では対策は実施できていますか？

次のチェックリストにより自主点検し、実施できていない対策は、早急に実施しましょう！

1 経営トップ等自らが、労働災害防止を呼び掛けていますか？	はい	いいえ
2 事業場で、過去に凍結等による転倒災害が発生していますか？		
3 発生している場合は、その場所を特定できていますか？		
4 上記3以外で、凍結等により転倒するおそれのある場所を特定できていますか？		
5 上記3及び4の場所には、転倒災害を防止するための対策を実施していますか？		
6 労働者に対する教育・指導は実施していますか？		